

意見書第 17 号

令和 4 年台風第 14 号による被害に対する支援を求める意見書

先に長時間にわたって本県を暴風雨に巻き込んだ台風第 14 号は、その記録的な豪雨により、県内各地で土砂災害や浸水被害等を発生させ、3 名もの尊い人命を奪い、確認されているだけで約 1,500 棟の住家をはじめ道路、鉄道、電力、水道、通信等のライフライン、さらには地域経済を支える商工業や観光業、農林水産業等の広範な分野に甚大な被害を及ぼしたところである。

本市においても、お一人の尊い人命が失われるとともに、900 棟以上の家屋が一部損壊や床上・床下浸水の被害を受け、また、特に農林水産業においては、農地への土砂や流木の流入に加え、シキミなどの園芸作物や養殖魚をはじめ様々な品目において多額の被害が発生しているところである。

県及び市町村においては、早期の復旧・復興に全力を挙げて取り組んでいるが、今回の災害による被害は極めて甚大であるため、被災地域における住民生活の安定を確保し、社会経済の立て直しを図るためには膨大な経費と労力が必要となる。

さらに、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が長期化していることに加え、昨今のウクライナ情勢等による原油価格や物価高騰の影響もあることから、復旧への取組を早急に進捗させるには、国による総合的かつ強力な支援が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を早急に措置するよう、強く要望する。

記

1. 宮崎全県下における激甚災害の早期指定
2. 各種災害復旧事業の早期採択
3. 被災者の早期の生活再建に向けた支援
4. 商工業や観光業、農林水産業等の早期復旧・復興に向けた支援
5. 社会福祉施設、学校教育施設等の早期復旧に向けた支援
6. 災害に係る特別交付税をはじめとした地方財政措置の充実

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 10 月 11 日

延 岡 市 議 会

内閣総理大臣	経済産業大臣	衆議院議長
財務大臣	国土交通大臣	参議院議長
総務大臣	内閣官房長官	
文部科学大臣	内閣府特命担当大臣（防災）	
厚生労働大臣	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	
農林水産大臣		